

福島市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 19 号

福島市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

福島市介護保険条例施行規則（平成12年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 被保険者等
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 学識経験者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。